白まち審第1号令和2年12月2日

白井市長 笠井 喜久雄 様

白井市まちづくり審議会 白井市まち 会 長 野 ロ 和 ぬずくり審議 会長之印

富士字栄地区まちづくり計画(素案)及び桜台西2地区まちづくり計画 (素案)の措置の決定について(答申)

令和2年10月6日付け白都第137号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1. 冨士字栄地区まちづくり計画(素案)について公定化する手続きを進めることは概ね妥当と判断します。

なお、下記の事項について考慮することを要望します。

- (1) 提案者は、新規地権者の協議会への加入促進及び継続的協議会活動の検討など、当該計画の周知と継続に努めること。
- (2) 提案者は、地区まちづくり計画B地区「建築物の用途の制限」に他の法令で 定められている制限事項を記述すること。
- (3) 提案者は、当該地区まちづくり計画が決定された際は、地区内で誰もが視認できる場所に必要事項を記載した看板を設置すること。
- (4) 市は、冨士地区市街化調整区域において、宅地化の進展に伴い発生する無秩序な道路網の形成等の課題を予測し、冨士地区全体の道路網整備誘導構想を示し、道路などの生活基盤施設が適切に整備誘導されるような制度を検討すること。
- 2. 桜台西2地区まちづくり計画(素案)について公定化する手続きを進めることは概ね妥当と判断します。

なお、下記の事項について考慮することを要望します。

提案者は、地区まちづくり計画に、既に定められている土地利用及び建築制限に 関する事項を記述すること。